

平成28年10月

第1回臨時教育委員会会議

会 議 録

平成28年10月14日開催

会 議 録

開催日時	平成28年10月14日（金）			午後4時30分 開会 午後5時 3分 閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室			
出席者	委 員	委 員 滝山 義之，委 員 杉山 信治，委 員 近藤 美保 委 員 本田 哲嗣，教育長 小池 語朗		
	事務局	説 明 員	学校教育部長 田澤 清一 社会教育部長 高橋 いづみ 学校教育部次長 片岡 晃恵 社会教育部次長 大鷹 明 学校教育部次長 山川 俊巳 教育指導課主幹 菅藤 真由美	
	局 事 務 員	教育政策課課長補佐 佐々木 康成 教育政策課 阿部 由里夏		
傍 聴 者	1 人			
公開・非公開の別	一部非公開			
会 議 次 第	1 開会 2 前回会議録 3 審議事項 ・議案第1号 旭川市教育委員会委員長の選挙について ・議案第2号 旭川市教育委員会委員長職務代理者の指定について ・議案第3号 平成28年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る照会に対する回答について 4 会議録署名委員 5 その他 6 閉会			

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
学校教育部長	<p>本日の教育委員会会議の進行につきましては、金丸前委員長及び中島前委員長職務代理者が10月13日をもって任期が満了となり、御退任されましたことから、現在、委員長及び委員長職務代理者が不在となっておりますので、委員長が選任されるまでの間、小池教育長に進行をお願いしたいと思っております。</p> <p>《 開 会 》</p>
教 育 長	<p>ただいまから、平成28年10月第1回臨時教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、平成28年9月定例教育委員会会議（平成28年9月7日開催）及び平成28年10月定例教育委員会会議（平成28年10月13日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。 「異議なし。」と認め、平成28年9月定例教育委員会会議及び平成28年10月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。 議案第3号「平成28年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る照会に対する回答について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第3号「平成28年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る照会に対する回答について」は、秘密会とすることといたします。</p>
学校教育部長	<p>議案第1号「旭川市教育委員会委員長の選挙について」、説明願います。 議案第1号「旭川市教育委員会委員長の選挙について」、説明します。 金丸前委員長の任期が本年10月13日をもって満了し、御退任されましたことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定により次期委員長の選挙を行うものでございます。</p>
教 育 長	<p>なお、任期につきましては、同条第2項の規定に「委員長の任期は、1年とする。」と定められており、今回選挙される委員長の任期は、本年10月14日から平成29年10月13日までとなります。 委員長の選任方法につきましては、旭川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則（平成27年旭川市教育委員会規則第1号）による改正前の旭川市教育委員会会議規則第1条第1項の規定により、指名推せんの方法</p>

各教	委員	長	を用いることができることとなっており、今回は指名推せんをしたいと思いますが、いかがですか。
	育		異議ありません。
			「異議なし。」と認め、選任の方法につきましては、指名推せんとし
			ます。
			それでは、どなたか御推薦をお願いいたします。
本教	委員	長	滝山委員を委員長に推薦いたします。
	育		ただいま、本田委員から滝山委員が委員長に推薦されましたが、いかが
			ですか。
各教	委員	長	異議ありません。
	育		各委員「異議なし。」とのことですが、指名推せんの場合、旭川市教育
			委員会会議規則の一部を改正する規則による改正前の旭川市教育委員会
			会議規則第1条第3項の規定により、委員全員の同意をもって被指名人を当
			選人とすることとなりますが、滝山委員を委員長に選任することによ
			りしいですか。
各教	委員	長	異議ありません。
	育		委員全員の同意があったものと認め、滝山委員を委員長に決定いたしま
			す。
			ここで、ただいま、委員長に選任されました滝山委員長から就任の御挨拶
			をいただいた後、今後の議事進行をお願いしたいと思います。
委	員	長	(滝山委員長就任挨拶)
			次に、議案第2号「旭川市教育委員会委員長職務代理者の指定について」、
			説明願います。
学	校	教	育
部	長		
			議案第2号「旭川市教育委員会委員長職務代理者の指定について」、説
			明します。
			中島前委員長職務代理者の任期が本年10月13日をもって満了し、御
			退任されましたことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一
			部を改正する法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法
			律第12条第4項の規定により委員長職務代理者の指定を行うものでござ
			います。
			なお、任期につきましては、旭川市教育委員会会議規則の一部を改正す
			る規則による改正前の旭川市教育委員会会議規則第2条に「委員長職務代
			理者の任期は1年とする。」と定められており、今回指定される委員長職
			務代理者の任期は、本年10月14日から平成29年10月13日までと
			なります。
委	員	長	それでは、旭川市教育委員会委員長職務代理者の指定を行います。
			選任の方法につきましては、今回は指名推せんをしたいと思いますが、
			いかがですか。
各	委	員	異議ありません。
委	員	長	「異議なし。」と認め、選任の方法につきましては、指名推せんとし
			ます。
			それでは、どなたか御推薦をお願いいたします。
近	藤	委	員
委	員	長	長
			杉山委員を委員長職務代理者に推薦いたします。
			ただいま、近藤委員から杉山委員が委員長職務代理者に推薦されました
			が、いかがですか。
各	委	員	異議ありません。
委	員	長	各委員「異議なし。」とのことですが、指名推せんの場合、旭川市教育
			委員会会議規則の一部を改正する規則による改正前の旭川市教育委員会
			会議規則第1条第3項の規定により、委員全員の同意をもって被指名人を当
			選人とすることとなりますが、杉山委員を委員長職務代理者に指定す
			ることによ
			りしいですか。
各	委	員	異議ありません。

委 員 長 杉 山 委 員 長	委員全員の同意があったものと認め、杉山委員を委員長職務代理者に指定いたします。 ここで、ただいま、委員長職務代理者に指定されました杉山委員から就任の御挨拶をいただきます。
委 員 長	(杉山委員長職務代理者就任挨拶) ありがとうございます。 これから1年間よろしく願いいたします。 《会議録署名委員》
委 員 長	本日の会議録署名委員は、近藤委員、本田委員を指名します。 《 そ の 他 》
委 員 長 各 委 員 事 務 局 職 員 委 員 長	他に、何かありますか。 ありません。 ありません。 ここからは、秘密会といたしますので、傍聴の方は御退席願います。
委 員 長	(傍聴者退席) 《 秘 密 会 》 【以下、非公開】